

公益財団法人新潟県スキー連盟認定スキー指導員、認定スノーボード指導員規定

(趣旨)

第1条 新潟県下公認スキー学校・教室（以下「公認スキー学校」という。）においては、スキー・スノーボード指導に最低限必要な技術及び知識の習得を義務とし、以下の項目に定めた者を公益財団法人新潟県スキー連盟認定スキー指導員、認定スノーボード指導員（以下「認定指導員」という。）とする。

平成25年、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「SAJ」という。）の規定の変更により当該年度の規定が加盟団体管轄となったことに伴い、認定指導員制度について以下に定める。

(任務)

第2条 認定指導員は、公認スキー指導者又は公認スノーボード指導者（いずれも準指を含む）に準じ、スキー・スノーボード界の先達として自覚と誇りをもって、その普及発展に努めなければならない。

(資格)

第3条 認定指導員は、甲信越ブロック協議会で認める資格とし、甲信越ブロック協議会管内公認スキー学校・教室で指導活動が出来る。

(認定講習会)

第4条 認定指導員認定講習会（以下「認定講習会」という。）は、公益財団法人新潟県スキー連盟（以下「本県連」という。）各地区協議会が開催し、同一年度複数回開催できる。

2 認定講習会は2日間（理論1時間、実技7時間）とする。

3 認定講習会の内容は、安全に関する知識、用具の知識、指導知識とする。

(資格審査)

第5条 認定指導員の資格を認定することができる者（以下「認定責任者」という。）は以下に挙げる者とする。

1) 本県連各地区協議会 教育部技術員

2 認定責任者は、シーズン当初に所定の研修会に参加し、スキー又はスノーボードに関する安全知識、用具に関する知識、初歩指導の知識等を確認し意思統一を図るものとする。

(認定講習会参加資格)

第6条 認定講習会受講者は、次にあげる各号に該当しなければならない。

1) 当該年度のSAJ会員登録を完了した者。

2) 受講する日現在、18歳以上（高校生は除く）の者。

3) 級別テスト2級取得者、又は同等の技術を有しスキー学校長又はクラブ長が認めた者。

(認定講習会申込手続)

第7条 認定指導員を取得しようとするものは、申込用紙に記入し受講料と共に所定の期日までに本県連各地区協議会事務局に提出しなければならない。

(認定の手続)

第8条 認定講習会を受講し認定を受けた者は、別に定める公認料、年次登録料及び資格

登録管理料（以下「公認料等」という。）を納入し認定指導員となる。

2 認定指導員は、その他公認スキー指導者規程又は公認スノーボード指導者規程に準ずる。但し、資格の継続に係る研修会の修了は本県連が主管する研修会とし、資格停止の解除の規定については、研修会終了後とする。

（報告）

第9条 認定講習会を実施した認定責任者は、1週間以内に本県連に受講料を除く公認料等を納入し報告書を提出しなければならない。

（規定の改廃）

第10条 この規定の改廃は、本県連教育本部理事会の議決による。

附則

この規定は、平成30年から適用する。

附則

令和5年11月29日 一部改正